

サービスの種類及び内容

手数料

■求人申込の受理以降、求人者に求職者を紹介するサービス

[成功報酬]

【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】当該求職者の想定年収の 35%

【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の 35%。

※手数料負担者については、求人者とします。

※上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した 場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100% または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします）

■求人者の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス

[成功報酬]

当該求職者の想定年収の想定年収の 35%

※手数料負担者については、求人者とします。

※上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した 場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100% または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします）

■特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索サービス

[着手金]

想定年収の 100%を超えない額

[調査・探索活動費]

1 日 1,000,000 円を超えない額

[成功報酬]

【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】当該求職者の想定年収の 35%

【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】当該求職者に雇用契約期間中に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の年収換算額の 35%

※手数料負担者については、求人者とします。

※上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した 場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100% または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします）

※ 上記手数料に消費税は含まれておりません。